

長建産発第95号
令和3年3月25日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記要綱を一部改正する旨、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまわっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

【改正の概要】

建設業法改正（令和2年10月1日施行）により認可制度が創設され、当該認可を受けた者は建設業者としての地位を承継することができることとなったので、要綱第8条に当該認可を追加することとする。